

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
市民の定義	一般的に「市民」とは	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、「市民」は全ての人が入るのではない。具体的には、小平市に「住んでいる人」で、「働いている人」、「学んでいる人」が市民である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民」といった時に、年齢は幾つまでにするのか、また子供や小学生は条例のなかでいう市民の定義のなかに入るのか否か。 ・ 責務の対象となると、一般的には18歳以上の市民ということになるが、しかし、赤ちゃんにも幸せに育つ権利はある。一般的には市民を広い概念で捉えるべきではないか。
	市内に住んでない「市民」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に「在住」、「在勤」、「在学」している人を指して「市民」といえばよい。住んでなくて市内で働く、学ぶ人も市民とする。 ・ 市域内でNPO等の活動をしている人も「市民」に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域内で事業活動を行っている人、例えば会社の社長さんも「市民」に入ると考えてよいし、また、その会社で働いている従業員も「市民」に入るのではないか。 ・ 市内に「在住」、「在勤」、「在学」している人を指して「市民」といえば、外国人籍の人も含まれるし、排除の論理にはならない。 ・ この定義だと、例えば、選挙権を持っている市民、免許資格取得可能な市民、煙草が吸える年齢の市民、結婚が出来る市民といった括りとは異なり、普遍的な定義になるのではないか。 ・ 小平市に土地や建物を持ってはいるが住んでない人は「市民」になるのか？ そのような不在地的な人にも、キッチンと財産を管理する「責務」はある。 ・ 我孫子市の基本条例では、案の段階では不在地的な人も「市民」に入れることとなっていたが、議会で否決されたようだ。否決され理由は、定かではなく、想像の範囲だが、議員定数に関わる問題だったようで、最後は政治的判断で決めたい。

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
	「市民」の段階性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段階性から市民を定義付けると、先ず第一は「在住の市民」、第二は「住んではいないが、在勤、在学の市民」、そして第三は「住んではいないが土地・建物を所有している市民」となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ このように議論をしていると、市民にも色々な段階性があることが判る。
	「市民」の平等性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民」という定義付けの議論をしていると、また市民の定義付けの段階性を議論をしていると、市民は皆平等である、という考えも明示する必要があると考える。 ・ この「平等」という概念を「市民」の定義付けの中で入れ込むべきか、あるいは、大きな概念であることからして、自治基本条例の柱となるテーマくらいの位置付けで組み立てるべきか、今後の課題とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民」といったときに、「市民」は男女で差別されてはいけない、学歴で差別されてはいけない、貧富の差で差別されてはいけないといったことがあるのではないかと。特に、最近では市民の経済的な差が現実の大きな問題となりつつある。
権利と責務	市民の「権利」とは	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の「権利」といった場合、「参加する権利」、「参画する権利」、「知る権利」、「行政サービスを受ける権利」がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「参加する権利」と「参画する権利」の違いは、「参画」の方が計画段階から参加するという点で、深い意味として受け取れるイメージである。 ・ 「行政サービスを受ける権利」は、ゴミ処理から始まって、上下水道、公民館などの公共施設、子供の教育、さらに道路や橋等の公共施設、高齢者・障害者等の福祉に至るまで、サービスの対象は幅広くある。行政サービスの対象は、役所の窓口を見ればその全体がわかる。
	国民としての権利、人権との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例で「権利」を議論する前に、私たちに憲法で保障された「国民の権利」があるが、この「国民の権利」との関係をどのように整理したらよいか。 ・ 「権利」としての「人権」は、自治基本条例で謳う「権利」の冒頭で記述するのがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国民の権利」は、例えば、選挙権、請願権、陳情権等の地方自治法上の権利の他に、生活保護を受けられるといった生存権なども有る。 ・ 権利の議論を深めると、国民としての権利の前に「人権」といったことがあるのではないかと。例えば、「小平市市民は、小平市で幸せに暮らし、学び、働き活動する権利がある。」といった「人権」が先ずあるべきではないか。これが「権利」の大本にあって、それを保障する為の細かな規定による「権利」があるのではないかと。

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
	「責務」について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務と責務の違いは何か。 ・ 仮に色々な責務が市民にあるとして、一番大事な責務は、他人の権利を守る責務ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税の義務とは言うが、責務とは言わない。また、例えば、基本的人権に対しては義務という概念は当てはまらないのではないか。 ・ 今、こうして私たちが市民の「責務」を議論しているが、一般市民からすると、「責務」について“そこまで言われたく無い!”、“そこまで責務を書くな!”というのが正直な心情ではないだろうか。 ・ 例えば、今日のような皆が参加して何かを作ろうとするような会があれば、市民はこの会に参加する「権利」はある。また、参加する「責務」もあるのではないか。しかし参加する義務も有る、とは言えない。そして、参加しなくても不利益を被らない権利はある。この事は、大事なことである。

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
	市民が果たす責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が作ったルールは守らなければならない責務があるし、また、おかしいと思われる変なルールはそのルールを変える責務もある。 ・ 市民は自然環境に対して、子育て環境や教育環境に対してより良くしていく事へ配慮する「責務」もあるのではないか。 ・ 市民には、自治を推進する責務がある。 ・ 事業者にも「責務」がある。 ・ 定義された「市民」の対象によって「権利」も「責務」も違うことを、キチンと書き分けることが大切である。 ・ 市民は、まちづくりや行政に関心を持たなければならない、ということである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宝塚市では、市民は「まちづくりの主体として環境に配慮する責務がある」としている。 ・ 他の自治体の事例として、「自治を推進する責務がある」（大和市）、「自治を守りすすめる為、参加に務めるものとする」（ニセコ町）とあるが、夕張市の財政破綻をみても、市民にもその責任の一端は担うべきという考えが根底にある。市民が予算をチェックしなかった、しっかりと勉強してなかった、議員を選んだということも背景にある。 札幌市の条例では、「事業者は、地域社会の構成の一員として、社会的責任を認識し、地域社会と調和し、・・・地域社会の実現に寄与するように務めるものとする」とある。また、杉並区では「事業者の一員として・・・義務を要する」とある。 ・ 知ると関心も湧く。次の「市民参加」や「情報公開」に繋がる話でもある。
	自治基本条例と憲法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例は、市の憲法であると謳うことからして、この市民の「権利」についての検討作業は、憲法で保障された権利を再確認しつつ、「権利」についての再構築、逆構築をするという作業である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例の検討過程で、市民の「権利」と「責務」の議論を進めていると、私たちが本来持っている権利、また、憲法で保障された権利等について再確認せざるを得ない。 ・ 改めて、私たちの部会で検討する意義をしっかりと捉えることが出来たし、とっても大切なことでもあった。

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
市民参加	色々な市民参加の行動形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「見ている参加」、「行事に加わり参加」、「市民会議等へ出席して参加」、「審議会等の公募や傍聴することによって参加」、「ボランティア活動への参加」、「パブコメに意見を出して参加」、「選挙をして参加」、更に「まちづくりへの参加」というように市民参加も色々ある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「見ている」だけで果たして市民参加と言えるのだろうか？
	市民参加の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・「参画」、「協働」という行為も市民参加の範疇に入る。捉え方としては、参加＞参画＞協働となると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加」が大きな概念としての市民参加で、「協働」は小さな概念としての市民参加として捉えられるのではないかと。 ・参加にも、参加する主体、参加する対象との関係を整理して議論する必要がある。例えば、市民の個人が参加する場合と、団体が参加する場合があるが、団体が参加する場合はどちらかというと、「協働」という概念に近い。 <p>【※議論の進め方として、「市民参加の定義」付けから入るのではなく、市民参加をすすめていく上で、何が足りないか、どうしたいかといったことを議論し、最後に議論の括りとして定義付ければよいのではないかと。】</p>
	まちづくりの観点からの市民参加の定義	<p>対民間と対行政の二つを対象とした市民参加は広義な意味でのまちづくりへの市民参加であり、対行政だけを対象とした市民参加は狭義な意味でのまちづくりへの市民参加となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政とは関係のない市民独自ですすめるまちづくり計画やイベントへの参加も、市民参加である。 	

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
	参加しやすい市民参加	<ul style="list-style-type: none"> 誰でも自由に平等に参加しやすくしなければならない。 市民参加をしようとするときに、障害になるものを取り除くことが大切である。 参加しやすい状況、条件、システムでなくてはならないが、まずは、情報がないと参加できない。 行政は積極的に情報を出さなくてはいけない。 参加するときに、色々な条件があると参加しにくい。参加の条件はないほうがよい。もしくは参加条件のハードルを下げる。 市民の中に、参加する障害があっても、参加しやすい条件を作ることが大事である。 	<p>議会や審議会等の公的な会議の開催時間を、例えば夜にするとかの、工夫が必要である。尤も、過去、そうした工夫をして夜に行ったこともあったが、結果としては効果が薄かったという声もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供を抱えてるお母さんは、子供がいることが参加のい障害になることもある。そうした時にどうすればよいか、の対応を考えることが必要となる。 市報は新聞に入っているが、新聞を取っていない人には届かないが。市としては市報は電話をすれば送るシステムになってはいる。 例えば公募の際に「何字以内で意見を書け」といったことは無い方がよい。また公募の際に年齢などを記入させるのはやめたほうが良いのではないかと。 障害者への対応をきちんとする。例えば、なるべくPDFは使わない方がよい。
	議会の関わりと市民参加	<ul style="list-style-type: none"> 議会への陳情、請願も市民参加である。 	<ul style="list-style-type: none"> 陳情が余りにも多くなったので、紹介議員を通しての請願だけを取り上げるようになった。 陳情を取り上げなくなってしまったということは、市民参加を制限したことになるのか。
	自治会活動と市民参加	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動への参加も市民活動である。自治会活動を通しての市民参加。 自治会活動そのものが市民参加であり、自治会活動が活発になればまちも良くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ある自治会ではゴミ清掃を積極的にやっていて街がととてもきれいになった。その自治会では、参加できない人は、参加できない理由書を出しているし、また理由書を出さない人はお金を出している。市民参加をしないとある種のペナルティを自主的に作っている。
	市民参加に対する市民の意識	<ul style="list-style-type: none"> まだまだ市民参加という意識が市民の中に定着していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民のなかには市（行政）に対するお上意識がある。 一般の市民には、市民参加をいう人は特別な人という眼がある。
	パブコメに対する意見	<ul style="list-style-type: none"> パブコメは言いっぱなしで、議論する場がない。パブコメの後には、必ず懇談会等をして議論する場を作るのがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には、パブコメの前に懇談会をして意見交換をし、その結果を受けてパブコメに入るケースが多い。